

## 新居浜工業高等専門学校職員海外派遣研修実施要項

平成24年5月23日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、新居浜工業高等専門学校(以下「本校」という。)の職員を国際的な通用性を備えた人材として育成し、海外の教育研究機関等との連携強化及び学生の国際交流の充実を図ることを目的とする職員海外派遣研修(以下「海外派遣研修」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 海外派遣研修により派遣できる者は、本校の常勤の職員として1年以上勤務し、かつ、人事評価が良好な者とする。

(研修内容及び研修期間)

第3条 海外派遣研修は、海外の教育研究機関等における現状調査及び学术交流協定締結校との連携強化を目的とし、研修期間は校長が必要と認める期間とする。

(研修派遣候補者の推薦)

第4条 各課室の長は、海外派遣研修実施の通知に基づき、研修派遣候補者を推薦する。この場合において、複数人を推薦する場合は、順位を付すものとする。

(派遣者の決定)

第5条 校長は、前条により推薦のあった派遣候補者の中から、派遣者を決定する。

2 校長が特に必要と認めた場合は、各課室の長からの推薦の有無にかかわらず、本要項により職員を派遣することができる。

(旅費)

第6条 派遣者に支給する旅費は、独立行政法人国立高等専門学校機構旅費規則の定めるところによる。

(研修の終了の報告)

第7条 派遣者は、研修期間が終了したときは、速やかに校長に報告しなければならない。

(事務)

第8条 研修に関する事務は、総務課人事係において処理する。

附 則

この要項は、平成24年5月23日から施行し、平成24年4月1日から適用する。